

熱 監 第 26 号

令和4年12月28日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 竹 部 隆

令和4年度 定期監査（学校等）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査

2 監査の対象校(園)

(1) 中学校：1校 多賀中学校

(2) 小学校：1校 多賀小学校

(3) 幼稚園：1校 多賀幼稚園

3 監査の期間

令和4年10月4日(火)から同年12月28日(水)まで

4 監査の範囲

令和4年度における学校の財務に関する事務の執行及び施設の維持管理状況

5 監査の視点

監査に当たっては、次の事項を主眼とした。

(1) 会計処理に関する事項

(2) 庶務・サービス・物品管理に関する事項

(3) 施設の維持管理・安全に関する事項

(4) 勤怠管理に関する事項

6 監査の方法

本監査は、熱海市監査基準に準拠し、各学校(園)からあらかじめ提出を求めた監査資料をもとに、学校長及び事務担当者並びに教育委員会所管課職員から説明を聴取するとともに、当該関係書類、諸帳簿等から監査事項を抽出し、照査する等の方法により実施した。

また、必要に応じて施設を視察し、その管理状況等についても監査を実施した。

7 監査の結果

事務の執行状況及び施設の維持管理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に口頭で是正を求めたところであるが、これら是正事項については、速やかに対処されたい。

監査の結果に関する報告は、以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見・要望を申し添える。

8 意見・要望

(1) 私費会計の取扱いについて

学校徴収金については、「熱海市立小・中学校 学校徴収金取扱基準」に基づき歳入歳出の管理・運用が適正になされていることから特に指摘事項は認められなかった。

引き続き、徴収金額及び教育活動における重要性等を考慮しつつ、公費同様の十分な注意義務を持たれるとともに、同取扱基準に則った適正な会計処理に努め、不正や事故等が生じないよう厳正に取り扱うことを求めるものである。

また、長期間にわたり継続して同一の会計事務に従事している場合、深度ある会計事務が行われるという利点の一方で、「馴れ合い」が生じるリスクも懸念されることから、事務に従事する者についても一定期間ごとの交代を引き続き心掛けていただきたい。

なお、会計監査に当たっては、校内監査やPTAの役員のみで実施しているが、透明性や公開性を高める観点から会計事務及び給食業務等に見識のある第三者を含め実施することも検討されたい。

(2) 物品管理及び薬品管理について

備品管理については、備品台帳及び現品を検査した結果、適正に管理しているものと認められた。

理科室及び理科準備室における施錠や鍵の管理及び毒物・劇物を含む薬品の保存状況については、良好であったが、「校内薬品管理規定」（熱海市教育委員会発出平成24年4月1日付け）の「3(3)薬品容器の劇薬・劇物・毒物用ラベル表示」が順守されていない事例が一部で見受けられたため、校内薬品管理規

定に定められた事項を順守し、適正に管理されたい。

また、薬品の廃棄については、不要となった薬品が廃棄処理できず学校に保管されているものが見受けられたため、教育委員会においては早期に改善を図られ理科薬品の事故防止に努められたい。

(3) 郵券の管理について

郵券（切手・はがき）については、現物と受払簿の現在高の突合に関する実施状況並びに保管方法、保有枚数及び受払簿の整備状況を監査した結果、これらの管理状況は良好と認められた。

(4) 消防施設について

消防法第4条の規定により提出された立入検査結果通知書によると、平成30年3月点検の消防用設備等点検結果報告書の不備事項を改修するよう求められ、既に改善計画書の提出がなされているところであるが、未だ改修されていない事例があったことから、これらについて速やかに所要の改善を図られたい。

(5) 出勤簿・休暇簿等について

出勤簿及び休暇簿については、適正に処理がされていたほか、過剰な時間外勤務等の特殊なケースも見当たらなかった。

なお、休暇については、心身の健康の維持管理のために重要なものであるため、積極的に取得されたい。

(6) 学校施設の維持管理について

校舎及び付属施設においては、老朽化による不具合等が見受けられた。

学校側は、迅速な対応を望んでいるものの、所要の修繕等がされず老朽化が進んでいるところであるが、厳しい財政状況の中、多額の修繕費の確保は難しいものと思われる。

今後においても改築・改修等で経費が嵩むことが見込まれるところであるが、経費の負担軽減と平準化を図るだけでなく、児童生徒にとって安心して快適な教育を提供するためにも、教職員が満足感をもって働ける環境の確保を図る観点から、学校施設の適切な維持管理や修繕実施が強く望まれる。

これらに係る予算確保については、財政当局と十分協議し、早期の改善を図られたい。